

越境した枝（2023年7月3日産経新聞掲載）

原則は竹木の所有者が切除を

【質問】

私の自宅の隣家は、庭に大きな木を植えているのですが、その枝が塀を越えてこちらの敷地内にまで伸びてきています。何度か枝を切ってほしいとお願いしたのですが、いまだに対応してくれません。「越境した根は切除できるが枝は切除できない」と聞いたことがあるのですが、やはり私自身が枝を切ることはできないのでしょうか。

【回答】

改正前の民法では、隣地との境界線から越境してきた竹木の根は自ら切除できるのに対し、越境した枝は切除できず、当該枝の所有者に切除を求めることができるだけでした。

しかし、令和3年4月に成立した改正民法（5年4月1日施行）では、越境してきた根だけでなく枝も自ら切除できるようになりました。

もっとも、注意点もあります。それは、あくまで越境した枝の切除は竹木の所有者にさせることが原則であり、自ら枝を切除できるのは以下の3つ場合のいずれかに該当するときに限られます。

それは①竹木の所有者に枝を切除するように催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき②竹木の所有者を知ることができず又はその所在を知ることができないとき③急迫の事情があるとき—の3つです。

①については、催告のやり方は法律上の規定はありませんが、後の紛争を防止するためにも書面で行うことが望ましく「相当の期間」がどの程度の期間かは個別の事案にもよりますが2週間程度は要すると考えられています。

②は、どの程度まで調査すべきなのか、③についても、台風等の災害時が想定されていますがどのような場合が該当するのかなど、個別の事案によりますので専門家でない判断が難しい場合もあります。

また、越境した枝の切除さえできたら良いというわけではなく、隣人との関係性を悪化させない工夫も必要でしょう。さらに、切除できる範囲、切除した枝の所有権、切除費用、隣地が共有地である場合の問題等も検討が必要です。

以上から、たしかに越境した枝を切除はできるのですが、それがどのような場合にでき、どのように手続を進めるべきか等について個別の事案に応じて考える必要があります。さらなる紛争防止の観点からも、枝を切る前に専門家である弁護士に相談されることをお勧めいたします。

（弁護士 津田泰宏）